

## 群馬県中小企業 モデル工場制度 の概要

経済の構造変化の下で、経営課題の解決や技術力の向上及び新規事業分野への展開に積極的に取り組もうとする中小企業を支援するため、県内の中小企業における経営のモデルと認められる適格工場を、県の内外に示すことにより、中小企業の積極的な経営活動を助長するとともに、企画提案型企業または開発型企業への推進に役立たせることを目的とし「群馬県中小企業モデル工場制度」を設けています。

### 1 モデル工場に指定される条件

モデル工場に指定される条件は、次の5項目に該当することが必要です。

- (1) 特色ある部門を持っている企業
- (2) 経営の合理化に熱意があり、独自の技術力を持つ企画提案型企業又は自社製品を持つ開発型企業
- (3) 経営者が、本制度の趣旨を理解し、かつ、協力的な企業
- (4) 経営成績が総合的に良好と判断できる企業
- (5) 中小企業（製造業では、資本金3億円もしくは300人以下の企業）

### 2 モデル工場の指定

県では、この制度に該当する工場を選定し、モデル工場に指定します。指定期間は2年間です。なお指定期間を満了した場合でも、条件を具備していれば、申請により更新することが出来ます。

また、期間中でも資格要件に該当しなくなり、(例えば、中小企業の規模を超える等)、モデル工場としての適格性を欠いたり、モデル工場側の都合で取り消しの申し出がある場合に、関係者の意見を聴いて、指定が取り消されることがあります。

### 3 モデル工場の活用

この制度の目的を達成するため、県ではモデル工場の紹介や見学のための斡旋を行っています。見学等の際は、計画的に実施し、モデル工場側に支障を与えないように配慮しています。また、モデル工場の経営上の秘密の保持につとめるとともに、必要に応じて見学者の利便のため紹介文書等を配布します。

### 4 モデル工場の歴史

中小企業庁では、中小企業の経営合理化推進を目的に「中小企業合理化モデル工場制度」を昭和31年度に発足し、群馬県もこれに準じた「群馬県中小企業モデル工場制度」を昭和41年度に発足しました。

国の制度はその役割を遂げ、平成8年度に終了しましたが、県では従来からの経営合理化に、技術力、開発力、提案力の強化を新たな視点に加え、「群馬県中小企業モデル工場制度」として発展的に改正し、現在に至っています。